



資 料
No. 1-1

写

厚生労働省発基安第 0922001 号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

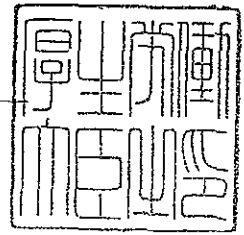
厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙1「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱」及び別紙2「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成20年9月22日

厚生労働大臣

舛添

要



(別紙1)

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 労働安全衛生法施行令の一部改正(第一条関係)

一 名称等の表示の対象となる物の範囲の拡大

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)第五十七条第一項の規定により、名称等を表示しなければならない物として、ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。二及び四において同じ。)並びに砒素及びその化合物(アルシン、三酸化砒素及び砒化ガリウムを除く。二及び四において同じ。)を追加するものとする。

二 健康診断を行うべき有害な業務の範囲の拡大

(一) 法第六十六条第二項前段の規定により、事業者が行う健康診断の対象業務として、ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物を製造し、又は取り扱う業務並びに石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務(石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造するものを除く。)を追加するものとする。

(二) 法第六十六条第二項後段の規定により、事業者が行う健康診断の対象業務として、ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物を製造し、又は取り扱う業務並びに石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（石綿等を製造し、又は取り扱うものを除く。）を追加するものとする。

三 健康管理手帳を交付する業務の範囲の拡大

法第六十七条第一項の規定により、都道府県労働局長が健康管理手帳を交付する業務に、石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（石綿等を製造し、又は取り扱うものを除く。）を追加するものとする。

四 特定化学物質の見直し

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号に規定する第二類物質に、ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物を追加するものとする。

第二 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正（第二条関係）

次に掲げる物について、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号

。以下「改正令」という。）附則第三条に規定する適用除外製品等ではないものとする事。

一 石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下同じ。）を含有するガスケットであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 改正令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設（以下「既存化学工業施設」という。）の設備（配管を含む。以下同じ。）の接合部分（百度以上二百度未満の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

(二) 既存化学工業施設の設備の接合部分（ゲージ圧力三メガパスカル以上の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

(三) 改正令の施行の際現に存する本邦にある鉄鋼業の用に供する施設（三において「既存鉄鋼業施設」という。）の設備の接合部分（四百五十度以上の温度の硫酸ガスを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

(四) 潜水艦（本邦において製造されるものに限る。四の二において同じ。）に使用されるもの

二 石綿を含有するうず巻形ガスケットであつて、既存化学工業施設の設備の接合部分（次に掲げる物で

あつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

- (一) 水素イオン濃度指数が二・〇以下又は十一・五以上の状態である物
- (二) 金属ナトリウム
- (三) 黄りん
- (四) 赤りん
- (五) クロム酸及びその塩
- (六) 塩化水素ガス
- (七) 塩素ガス
- (八) 弗化水素ガス
- (九) 弗素ガス
- (十) 沃素ガス

三 石綿を含有するメタルジャケット形ガスケットであつて、既存鉄鋼業施設の設備の接合部分（熱風炉から高炉に送り込まれる千度以上の温度の熱風を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

四 石綿を含有するグランドパッキンであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 既存化学工業施設の設備の接合部分（クロム酸及びその塩であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

(二) 潜水艦に使用されるもの

第三 施行期日等（附則関係）

一 この政令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。ただし、第二（同一の（一）に掲げる物に係る部分を除く。）は平成二十年十二月一日から、第二（同一の（一）に掲げる物に係る部分に限る。）は平成二十一年一月一日から施行するものとする。

二 第二の一から四までに掲げる物のうち、平成二十年十二月一日（同一の（一）に掲げる物にあつては、平成二十一年一月一日）において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、法第五十五条の規定は適用しないものとする。

三 二に掲げるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置を定める等すること。

(別紙2)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正(第一条関係)

一 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)第二十三条第十一号に掲げる業務(石綿等(令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。))を製造し、又は取り扱うものを除く。)に従事していた者に対する健康管理手帳の交付の要件として、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があることを定めること。

二 名称等を表示しなければならない物のうち、令第十八条第三十九号の厚生労働省令で定めるものとして、ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。以下同じ。)を含有する製剤その他の物でニッケル化合物の含有量がその重量の〇・一パーセント以上であるもの並びに砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。以下同じ。)を含有する製剤その他の物で砒素及びその化合物の含有量がその重量の〇・一パーセント以上であるものを定めること。

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 特定化学物質障害予防規則の一部改正（第二条関係）

一 ニッケル化合物及びこれをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「ニッケル化合物等」という。）並びに砒^ひ素及びその化合物並びにこれらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「砒^ひ素等」という。）を特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第二条第一項第五号の管理第二類物質とするものとする。

二 ニッケル化合物並びに砒^ひ素及びその化合物に係る作業環境測定の結果の評価の記録については、三十年間保存するものとする。

三 ニッケル化合物等及び砒^ひ素等を特化則第三十八条の三の特別管理物質とするものとする。

四 ホルムアルデヒドを特化則第三十八条の十四の燻蒸^{くんじょう}作業に係る措置の対象物質とするものとする。

五 特化則第三十八条の十四第七号の二、第十号へ又は第十一号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に労働者を立ち入らせない

こととする。ただし、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者を立ち入らせることができるものとする。

物	値
シアン化水素	三ミリグラム又は三立方センチメートル
臭化メチル	四ミリグラム又は一立方センチメートル
ホルムアルデヒド	〇・一ミリグラム又は〇・一立方センチメートル
備考 この表の値は、温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当たりを占める当該物の重量又は容積を示す。	

六 事業者は、次の表の上欄に掲げる業務に常時従事する労働者又は当該業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、同欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に同表の下欄に掲げる項目につ

いて医師による健康診断を行わなければならないものとすること。

業務	期間	項目
ニッケル化合物等を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 ニッケル化合物による皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 砒素又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又
砒素等を製造し、又は取り扱う業務	六月	

		<p>は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査</p> <p>六 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>七 令第二十三条第五号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
--	--	---

七 六の健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について健康診断を行わなければならないものとする。

業務	項目
ニッケル化合物等を製造し、又は取	一 作業条件の調査

<p>り扱う業務</p>	<p>砒素等を製造し、又は取り扱う業務</p>
<p>二 医師が必要と認める場合は、尿中のニッケルの量の測定、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰<small>かくだん</small>の細胞診、皮膚貼布試験<small>てんぷ</small>、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔の耳鼻科学的検査</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、尿中の砒素化合物（砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸に限る。）の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰<small>かくだん</small>の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査</p>

八 その他所要の改正を行うこと。

第三 作業環境測定法施行規則の一部改正（第三条関係）

ニッケル化合物等又は砒素等を製造し、又は取り扱う作業場を作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）別表第四号の作業場の種類に区分すること。

第四 石綿障害予防規則の一部改正（第四条関係）

一 石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業（石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業を除く。以下「周辺作業」という。）に常時従事する労働者（以下「周辺作業従事者」という。）について、石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三十五条の作業の記録の対象とともに、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間を記録すべき事項とすること。

二 その他所要の改正を行うこと。

第五 施行期日等（附則関係）

- 一 この省令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。